

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 0 月 11 日

申請者 フリガナ カブシカイシキ ヌテス イトノミヤウシキ
 氏名又は名称 株式会社 矢寺水道興業社
 住所 柏原市旭ヶ丘1丁目7-27
 フリガナ .シバノウチリシロキヤ ヌテス ヨシキ
 代表者氏名 代表取締役 矢寺義昭
 電話番号 072-926-9861
 FAX番号 072-926-9881
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 〆 年 〇 月 〆 / 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 矢寺水道興業社
住 所 柏原市旭ヶ丘1丁目7-27
代表者氏名 代表取締役 矢寺義昭

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
タケノリシノブ 代表取締役	タケノリシノブ 矢寺義昭
タケノリシノブ 取締役	タケノリシノブ 矢寺美智代
タケノリシノブ 取締役	タケノリシノブ 矢寺弘伸
タケノリシノブ 監査役	タケノリシノブ 矢寺伸悟
事業の範囲	管工事業・土木工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社 矢寺水道興業社
上記事業所の所在地	郵便番号 〒582-0026 住所 柏原市旭ヶ丘1丁目7-27 電話番号 072-926-9861 FAX番号 072-926-9881 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
矢 寺 弘 伸	1 5 6 1 1 3

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 〆年 〆月 〆日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	全切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	TC-220	4	
	塩ビカッター	VC20	3	
		VC40	3	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	BE511		
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	4	
	パイプレンチ スパナ	200~400mm	5	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T50K-P	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 6 月 11 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 矢寺水道興業社
住 所 柏原市旭ヶ丘1丁目7-27
代表者氏名 代表取締役 矢寺義昭

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府柏原市旭ヶ丘一丁目7番27号
株式会社矢寺水道興業社

会社法人等番号	1201-01-032570	
商号	株式会社矢寺水道興業社	
本店	大阪府柏原市旭ヶ丘一丁目7番27号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成5年8月5日	
目的	1. 一般管工事業 2. 土木工事業 3. 水道施設工事業 4. 給排水及び衛生設備工事業 5. 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>矢寺義昭</u>	平成25年10月31日重任
	取締役 矢寺義昭	令和5年10月31日重任
		令和5年11月29日登記

	<u>取締役</u> 矢寺美智代	平成25年10月31日重任
	取締役 矢寺美智代	令和5年10月31日重任 令和5年11月29日登記
	<u>取締役</u> 矢寺弘伸	平成25年10月31日重任
	取締役 矢寺弘伸	令和5年10月31日重任 令和5年11月29日登記
	<u>大阪府柏原市旭ヶ丘一丁目7番27号</u> <u>代表取締役</u> 矢寺義昭	平成25年10月31日重任
	大阪府柏原市旭ヶ丘一丁目7番27号 代表取締役 矢寺義昭	令和5年10月31日重任 令和5年11月29日登記
	<u>監査役</u> 矢寺伸悟	平成25年10月31日就任
	監査役 矢寺伸悟	令和5年10月31日重任 令和5年11月29日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	令和5年11月29日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成26年6月1日大阪府羽曳野市羽曳が丘西一丁目2番16号から本店移転 平成26年7月25日登記	



大阪府柏原市旭ヶ丘一丁目7番27号
株式会社矢寺水道興業社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 7年 3月11日

大阪法務局富田林支局

登記官

下 田 和 隆 仁



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 矢寺水道興業社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 一般管工事業
- (2) 土木工事業
- (3) 水道施設工事業
- (4) 給排水及び衛生設備工事業
- (5) 前各号に付帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府羽曳野市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、800株とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当社の発行する株式は、すべて額面株式とし、1株の金額は、金5万円とする。

(端株主の権利)

第7条 端株原簿に記載された端株主にして株主であるものは、利益配当及び商法第293条ノ5による金銭の分配を受ける権利を有する。

2 株主が新株、転換社債、新株引受権付社債の引受権を有するとされた場合には、前項の端株主はこれらの引受権を有する。

(株券)

第8条 当社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券及び100株券の4種類とする。

なお、株券の所持を欲しない旨の申出があるときは、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第10条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面をも提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社で定める請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて

提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第12条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第13条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第14条 当会社は営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項の場合のほか、第32条により中間配当を行うとき、その他必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第15条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

2 取締役全員に事故あるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の他の議決権を有する株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印し、これを本店に10年間備え置くものとする。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第21条 当社の取締役は3名以上7名以内、監査役は3名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第22条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第23条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、代表取締役がこれを招集するものとし、その招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ又は全員の同意あるときは省略することができるものとする。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載し、出席取締役がこれに署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 当会社に、代表取締役1名、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置くものとし、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

(業務執行)

第28条 代表取締役は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第29条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第30条 当会社の営業年度は、毎年 8月1日から翌年 7月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期とする。

(株主配当金)

第31条 株主配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載された株主又は登

録質権者及び第7条第1項の端株主に支払う。

(中間配当)

第32条 当社は、取締役会の決議により決算期の6か月前の応答日現在の株主名簿記載の株主又は登録質権者及び第7条第1項の端株主に対し、商法第293条ノ5の規定により、金銭の分配をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第33条 株主配当金及び前条の中間配当金は、その支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第34条 当社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式 200株とし、1株の発行価額は金5万円とする。

(最初の営業年度)

第35条 当社の最初の営業年度は、当社成立の日から平成6年7月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第36条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。



(発起人)

第37条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

(住所) 大阪府 柏原市 旭ヶ丘1丁目7-27

(氏名) 矢寺 義昭 額面株式 100株

(住所) 大阪府 柏原市 旭ヶ丘1丁目7-27

(氏名) 矢寺 美智代 額面株式 70株

(住所) 大阪府 柏原市 旭ヶ丘1丁目7-27

(氏名) 矢寺 弘伸 額面株式 20株

以上、株式会社 矢寺水道興業社を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 5年 7月 30日

発起人 矢寺 義昭



発起人 矢寺 美智代



発起人 矢寺 弘伸



原本に租違あり于世

令和7年04月11日

株式会社 关东水道整業社
代表取締役 关野敦昭



9

第一五六一一三号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

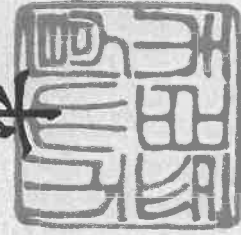
氏名 矢 寺 弘 伸

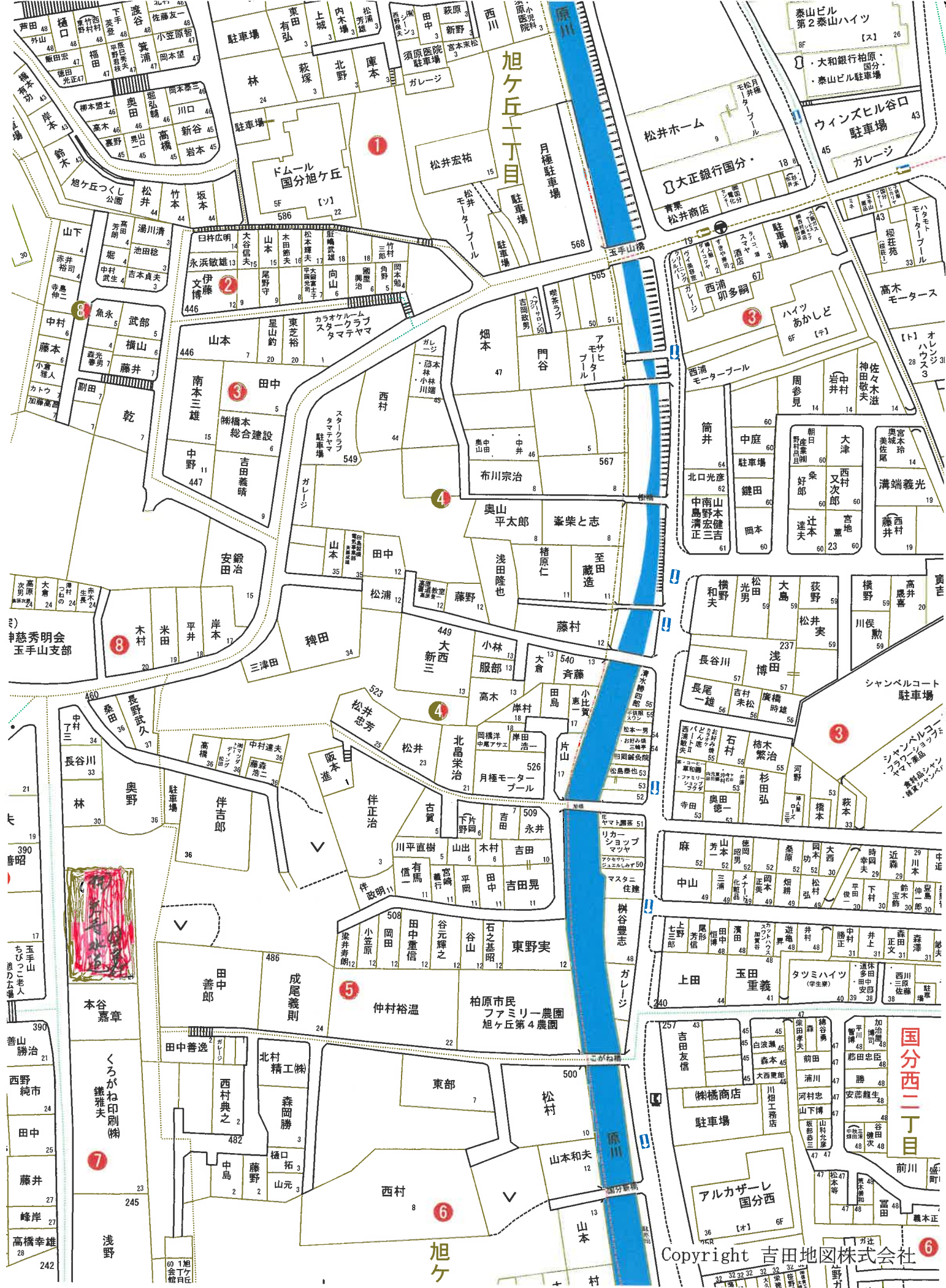
昭和四十七年十一月十四日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

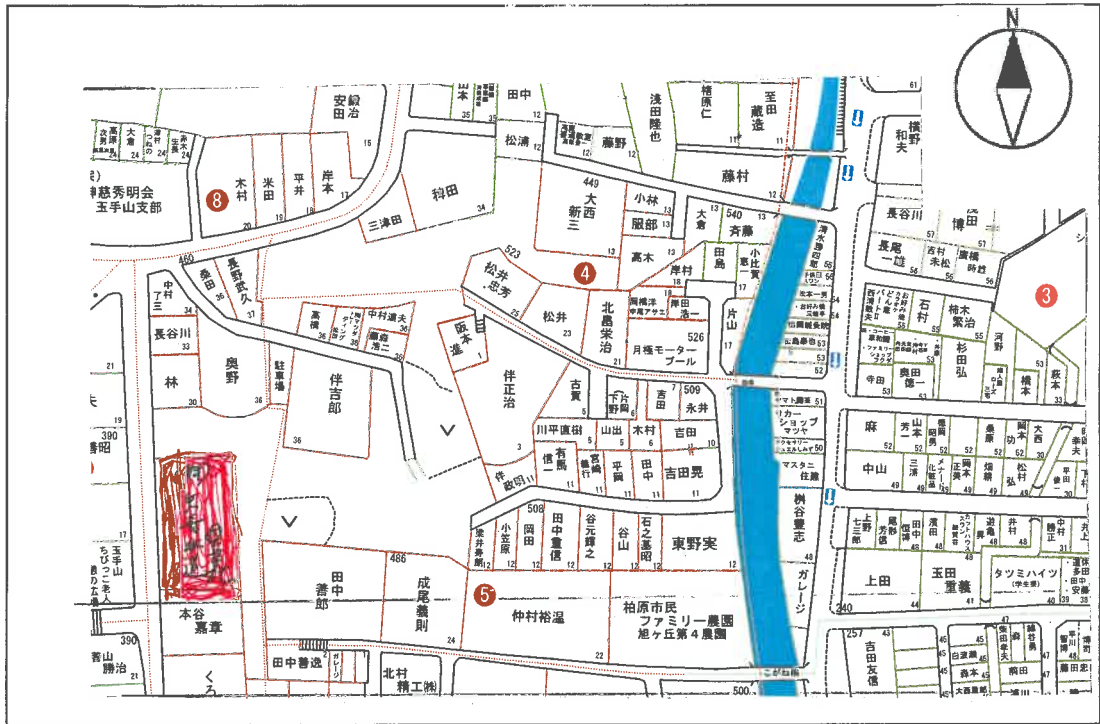
厚生大臣 宮下 創平



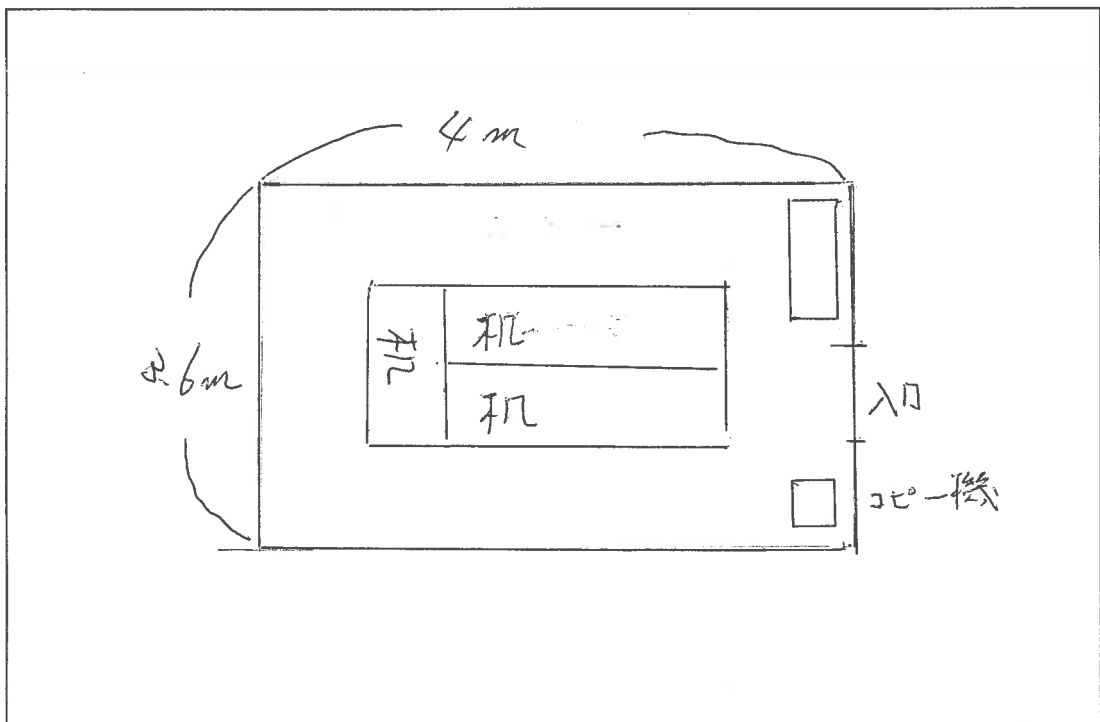


Copyright 吉田地図株式会社

営業所付近の位置図（詳細に記入すること）



店舗、営業所の平面図（間取り、寸法を記入すること）





店舗、営業所の写真



倉庫の写真





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 0 月 1 / 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ カゲシカイシ ヲテスイドウキョウシヤ
株式会社 矢寺水道興業社
住所 柏原市旭ヶ丘1丁目7-27
代表者氏名 フリガナ オカエリシヤク ヲテヨシキ
代表取締役 矢寺義昭
電話番号 072-926-9861
FAX番号 072-926-9881
メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 10 月 4 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 矢寺水道興業社
住 所 柏原市旭ヶ丘1丁目7-27
代表者氏名 代表取締役 矢寺義昭

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 矢寺水道興業社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
矢寺弘伸	156113	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一五六二二三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 矢 寺 弘 伸

昭和四十七年十一月十四日生

水道法(昭和二十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創

